

第7期（平成30年度～32年度）

近江八幡市総合介護計画を 策定しました

2025年に向けて 基本理念・基本目標

・第1期から継承している計画の基本理念 ・近江八幡市介護基本条例	(1)個人としての 尊厳が守られ る社会形成	(2)個人の能力発 揮による自立 生活保持	(3)個人の意思決 定による選択 保障	(4)地域包括ケア システムにお ける支え合い	(5)社会参加と計 画への参加
-------------------------------------	------------------------------	-----------------------------	---------------------------	-------------------------------	--------------------



自らが自立意識を持ち共に支え合いながら住み慣れた地域での生活を継続する

しかし、少子高齢化や財政状況から、このまま高齢者を支える仕組みとして介護保険だけでは限界をむかえる



このことから、第6期計画で設定した2025年を見据えた中長期目標の達成に向けた取り組みを本格化・加速化させていく必要がある

2025年までの実現を目指す高齢者の状況（あるべき姿）

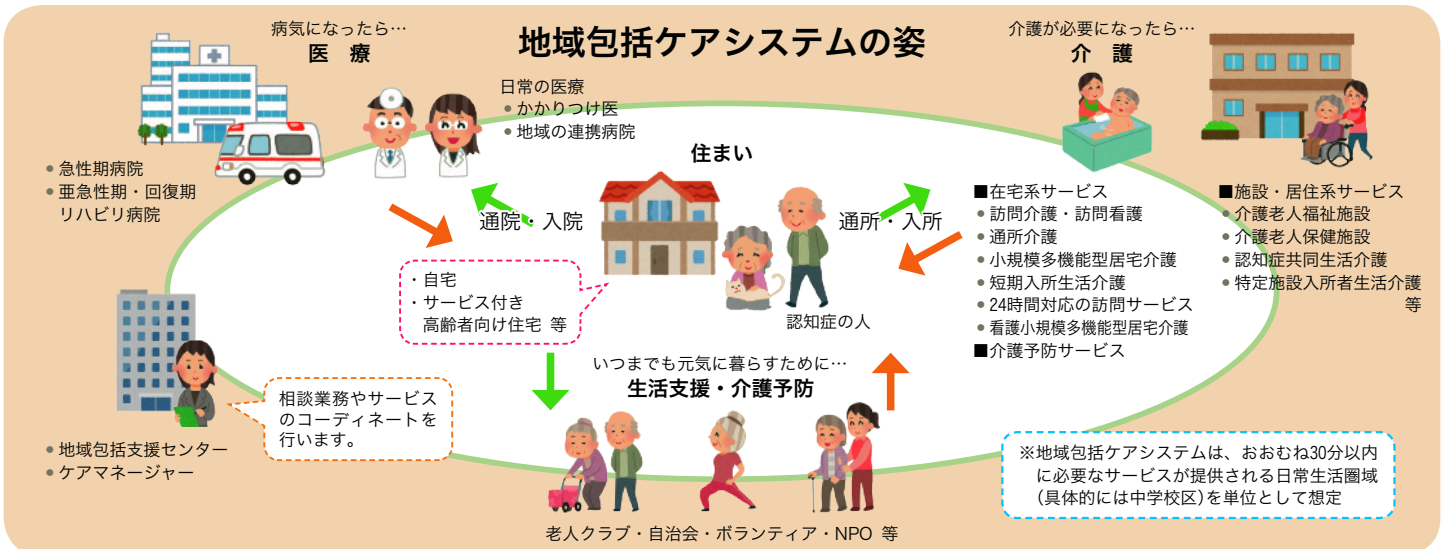
- ① 多様なつながりを持ちながら自分らしくいきいきと暮らせる
- ② 健康に留意しすこやかに暮らせる
- ③ 高齢・認知症になっても安心して暮らせる
- ④ 介護や医療が必要となってもサービスを受けながら希望する場所で暮らせる

2025年に向けて 本市の地域包括ケアシステム

基本目標を達成するには、近江八幡市の地域包括ケアシステムを構築することが急務

※地域包括ケアシステムとは、だれが、どこにいても、みんなであらゆる社会資源を駆使して、その生活を全体的、全面的に支援すること

本市では、その対象者を高齢者のみならず、障がい児者、子ども等とし、市民すべてが病気や高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます



介護保険料改定のお知らせ

65歳以上の方の平成30年度～32年度の介護保険料を改定します

《改定理由》

- 要介護認定者の増加に伴うサービス利用の増加
- 第1号被保険者（65歳以上）の負担割合の増加（22%→23%）
- 施設整備等による介護給付費の増加

区分	対象者		保険料率	月額	年額
第1段階	世帯非課税 本人が住民税非課税	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 ・公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45	2,430円	29,160円
第2段階		第1段階以外の人で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	0.625	3,375円	40,500円
第3段階		住民税世帯非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	4,050円	48,600円
第4段階	世帯課税 本人が住民税課税	住民税本人非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	4,590円	55,080円
第5段階		住民税本人非課税で第4段階以外の人	1.0 (基準額)	5,400円	64,800円
第6段階	本人が住民税課税	住民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.2	6,480円	77,760円
第7段階		住民税本人課税で、合計所得金額が200万円未満の人	1.3	7,020円	84,240円
第8段階		住民税本人課税で、合計所得金額が300万円未満の人	1.5	8,100円	97,200円
第9段階		住民税本人課税で、合計所得金額が400万円未満の人	1.7	9,180円	110,160円
第10段階		住民税本人課税で、合計所得金額が400万円以上の人	2.0	10,800円	129,600円

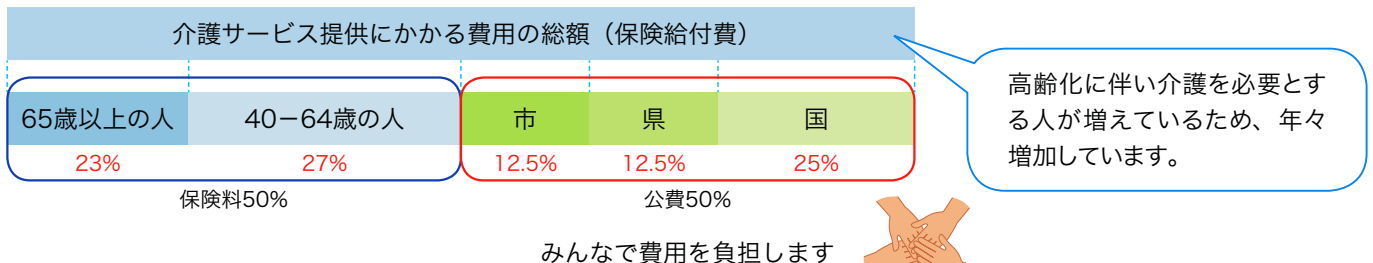
平成30年度の介護保険料額は、7月上旬にご通知いたします。

Q. 介護保険制度って何？

A. 介護保険制度とは、市が運営し、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。介護が必要になるリスクは誰にでもあります。このようなリスクを多くの人で負担し合い、万が一介護が必要になった時にサービスを受けられるようにするのが介護保険制度です。

Q. 保険料は誰が支払うの？

A. 介護保険には40歳以上の人全員が加入します。65歳以上の人がお住まいの市に支払う保険料及び40歳～64歳の人が医療保険と併せて支払う保険料、国、県、市が負担する公費で構成されています。65歳以上の人（第1号被保険者）の一人ひとりの保険料は、各人の所得の状況に応じて決まります。



保険料の算定

市に必要な
介護サービスの総費用



65歳以上の人
の負担分 23%



市に住む
65歳以上の人数



保険料基準額 **64,800円**(年額) / **5,400円**(月額)

近江八幡市 福祉子ども部 介護保険課

TEL : 0748-33-3511 FAX : 0748-31-2037 Mail : 010804@city.omihachiman.lg.jp